OUKA
Osaka University Knowledge Archive

Title	トランスナショナルな農民運動と社会の再構想 ：「食料主権」と「農民的農業」
Author(s)	中川, 理
Citation	GLOCOLブックレット. 2010, 3, p. 107-123
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48272
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

トランスナショナルな農民運動と社会の再構想
「食料主権」と「農民的農業」

中川 理 大阪大学グローバルコラボレーションセンター特任講師

1. はじめに

近年、「食料主権」や「農民的農業」といった言葉が、支配的な農業モデルに抵抗しようとする人々の口から発せられるようになってきている。著者が調査を行っているフランス南部の農村においても、これらの言葉はしばしば農民やその他の人々によって用いられている。いったい、これらの言葉は何を言おうとしているのだろうか。ここでは、これらの概念がどのような運動のなかから出てきて、どのような意味を担っているのかを検討する。そこから見えてくるのは、これらが農業のグローバリゼーションによる小規模農業の破壊に直面した人々が、これらの概念を作りだし、その枠組みを通して現状とあるべき姿を理解しようとしているということである。食料の生産はどのように行われる「べき」なのか、そしてそのなかで小規模な農民たちはどのような役割と権利を持っているのか。「食料主権」や「農民的農業」の概念は、これらを新しいかたちで理解可能にしようとしている。これらの概念は、フード・セキュリティの問題を世界観の問題、あるいはモラルの問題のなかに位置づけ直していることが見えてくる。ただし、本論が行うのは、「食料主権」や「農民的農業」がよいか悪いかを判断することではない。むしろ、これらの概念を用いる人々が、何がよくて何が悪いと考えているのかを理解することが本論の目的である[1]。

1 本論は、南フランスの農業の変容について著者が行っている研究の一部をなす。この研究で著者は、グローバル化によって大きな変化にさらされている農民やその他の関係者たちが、どのように変化を理解し、新しい社会像を創造しようとしているか（あるいはそれに失敗しているか）を理解しようと試みている。この論文での作業は、フィールドがおかれた文脈を理解するための予備的考察である。

2. ビア・カンペシーナと「食料主権」

2.1 トランスナショナルな農民運動の発生

「食料主権(food sovereignty)」の概念は、最近のトランスナショナルな農民運動の発展のなかで生まれてきた認識の枠組みである。ここではまず農民運動の展開を簡単に見た上で、「食料主権」の概念が農民と食をどのように新たに位置づけなおそうとしているのかを考察する。

世界貿易機関(WTO)の農業に関する合意や各地域における貿易合意、さらには構造調整プログラム(SAPs)の履行とともに、各国政府は、市場主導の世界経済に自国の農業を統合するために、農業政策を見直そうとしている。既存の農業構造を解体する一方で、土地の所有・利用や生産物の商品化のシステムを作りかえるための新しい法律をとおして、各国は農業セクターを産業化および自由化しようとしている。「これらの法律は『近代化』とより『市場にすばやく反応する』『ダイナミックな』農業セクターの創出を強調している」(Desmarais 2002: 91-92)。

このような変化に対して農民[2]が対抗できるのかについては、懐疑的な見方がなされてきた。弱体化し農業政策の策定への影響力を失いつつある各国政府と交渉できるだけではないか、としばしば考えられてきた(Desmarais 2002: 92)。しかし、じっさいに起こったのは、さまざまなトランスナショナルな農民運動の急速な発展であった。これらの運動は、農業のグローバル化に対して対抗運動を形成するようになった。「農業セクターにおける経済的自由化は北と南の農民リーダーたちを刺激し、国境をはるかに超えて大陸を股にかける行動するように促した。じっさい、進歩的な農民組織はトランスナショナル化し、交渉と集合行動の新しい空間を創り出している」(Desmarais 2002: 93)。

農民運動は、農業政策決定のレベルがローカルからナショナルへ、さらに複数の国を含む地域からグローバルへと移動するのに対応して、グローバル化してきた。例えば、北米自由貿易協定(NAFTA)は、これまでの対立を乗り越える連合をもたらした。「かつてアメリカ、カナダ、およびメキシコのアクターたちは、貿易や環境や移民といった問題についての議論においてお互いに対立していた。しかし、NAFTAがもたらした社会的断絶は、これら三国のいずれにおいても国内政策における利害と国外政策における利害のあいだの境目を曖昧にした。そして、国境線に沿ってというよりも、(国境線を越えて:引用者)共有された階級(…)の利害に応じて人々を分断したり団結させたりする、トランスナショナルな活動を必要とする新たなかたちの争いをしだいに生みだしてきた」(Edelman 2003: 198)。エデルマンが詳しく記述しているように(Edelman 2003)、中央アメリカにおける「協力と発展のための中央アメリカ農民組織連合(Association of Peasant Organizations for Cooperation and Development = ASOCODE)」やヨーロッパにおける「ヨーロッパ農民同盟(European Farmers Cooperation = EFC)」のように、他の地域においても国際的な連携が発展してきた。

2.2 ビア・カンペシーナと「食料主権」

トランスナショナルな農民団体のひとつであるビア・カンペシーナ(スペイン語で『農民の道』を意味する)は、この流れから生まれてきたといえる。

ビア・カンペシーナは、1992年4月にニカラグアのマナグアにおいて開催された全国農畜産連盟(UNAG)の会合に参加するために世界中(中央アメリカ、カリブ、ヨーロッパ、カナダ、アメリカ)から集まった、8つの農民団体の代表による議論に起源としている。そこで彼らは、世界中の農民団体とのトランスナショナルな連合を作り上げることを宣言した。翌1993年、46の農民リーダーがベルギーのモンスに集まり、正式にNGOとしてビア・カンペシーナが結成された(Desmarais 2002: 95)。

ビア・カンペシーナは反ネオリベラリズムをかかげ、GATT交渉の場から当事者であるはずの農民が完全に排除されていることを批判した。ビア・カンペシーナのリーダーの一人であるポール・ニコルソン(Paul Nicholson)が述べているように、「ビア・カンペシーナの主要な存在理由は、農民の声となることであり、より公正な社会の創造のためにはっきりと語ること」(Desmarais 2002: 96に

2 本論では、Peasantと小規模なFarmerをともに含む言葉として「農民」を使用する。農民研究においては、しばしば生存経済を営むPeasantと市場のために農業を行うFarmerを区別してきた。しかし、近年の農民運動においてはFarmerと呼べる人々もPeasant(あるいはこの語に対応するPaysan(仏)やCampesino(西))という言葉を再利用して自らのアイデンティティを主張しようとしている(Edelman 2003: 187)。本論では、このようにアグロインダストリーとの対置において自らを理解する存在として農民をとらえる。

引用）であり、その名が示すように「農民のやり方」を守ることがその目的であった。

ビア・カンペシーナは、農業におけるネオリベラリズムの帰結として、小規模な農民たちは生存の危機にさらされていると考える。企業主導のネオリベラルな農業モデルでは農業は利益を生み出す投機として見られ、生産資源はどんどんアグロインダストリーの手中に集中していくことになる。「結果として、農民家族はどこにおいても、北でも南でも『消滅しつつあり』、農村共同体は弱体化されている」（Desmarais 2002: 99）。ビア・カンペシーナは、このような消滅を拒否し生き残るための運動である。しかし、問題は生存すればよい、ということではない。「どのように生きるのか」というモラルの問題が、ビア・カンペシーナの思考の中心にある。

ビア・カンペシーナはそのためにふたつの主要な主張を展開している。ひとつは、WTOの適用範囲からの農業の除外であり、もうひとつが彼らの提唱する「食料主権」の概念である（Desmarais 2002; Edelman 2005）。ここでは、「食料主権」に焦点を絞ってみていく。

「食料主権」の概念は、1996年にローマで行われた世界食料サミットにおいてはじめて明確化された。それは、「それぞれの国民がその基本的食料を生産する能力を、文化および生産の多様性を尊重しつつ、維持し発展させる権利、（…）また、自分たち自身の食料を自分たちの領土で生産する権利」（Desmarais 2007: 34に引用）と定義される。この定義を聞くと保護主義的な響きをもつように感じるが、デマレが強調するように、「食料主権」は回顧的なロマンティシズムでもないし、反動的なナショナリズムでもないといえる。むしろそれは、たんに国内自給が達成されればよいとする保護主義的な考えではなく、「どのような食料を、どのように、どのような規模で生産するのか」という問題につながる。環境と文化の維持の担い手とみなされる小規模生産者が維持されるような、倫理と価値にのっとった「オルタナティヴ・モダニティ」（Desmarais 2002: 102）を創り出そうとするものである。

支配的なフード・セキュリティの認識と「食料主権」の概念を対置するとき、そのオルタナティヴなモデルとしての特徴がよりはっきりするだろう。ビア・カンペシーナと密接な協力関係にある研究者であるロセット（Rosset 2003）が、戯画的なまでの二分法で示しているように（彼による二分法は表1を参照）、「食料主権」は、地

表1　支配的モデル対「食料主権」モデル

（Rosett 2003: 2を基に作成）

イシュー	支配的モデル	「食料主権」モデル
貿易	すべてについて自由貿易	貿易合意からの食料と農業の除外
生産のプライオリティ	輸出	地域市場のための食料
作物価格	「市場が命じる通りに」（低価格を強いる市場メカニズムに手をつけない）	生産コストをカバーし、農民および農業労働者が尊厳ある暮らしを送れるようにするための公正価格
市場へのアクセス	外国市場へのアクセス	地域市場へのアクセス。アグリビジネスによる地域市場からの農民の締め出しを終わりにする
補助金	第三世界には禁止されるにもかかわらず、アメリカとEUには多くの補助金が許されている。ただし、それらの補助金は大規模な農民にのみ支払われている	他国に（ダンピングを通じて）被害を与えることのない補助金は許される。すなわち、家族農業を営む農民にのみ与えられる補助金、直接販売への補助金、価格／収入補助のための補助金、土地保全のための補助金、持続可能な農業への転換のための補助金、調査のための補助金など
食料	主に商品とみなされる、有害な残留物を多く含む食料	人間の権利とみなされる。とくに、健康で栄養に富み、手の届く価格の文化的に適切で地域で生産された食料
生産する能力	経済的に効率のよい人々にとっての選択肢	農村の人々の権利
飢え	低い生産性による	アクセスと分配の問題、貧困と不平等による
フード・セキュリティ	最も安い地域からの輸入食料によって達成	腹をすかせた人々自身の手の内に食料生産があるとき、あるいは食料が地域で生産されるときもっともよく達成される
生産資源のコントロール（土地、水、森林）	私有化	地域的。コミュニティによってコントロールされる
土地へのアクセス	市場を通して	真の農地改革を通して。土地へのアクセスがなければ他のことは意味を持たない
種子	特許の対象となる商品	人類の共有財産。コミュニティと諸文化に託される。「命に特許なし」
借入と投資	民間銀行と企業から	公共セクターから。家族農業を支援するためにデザインされる
ダンピング	問題にならない	禁止すべき
独占	問題にならない	多くの問題の根源。独占は破壊されるべき
過剰生産	定義上そのようなものは存在しない	価格を低下させ、農民を貧困に追いやる。我々はUSとEUのサプライマネージメント政策を必要としている
遺伝子組み換え作物（GMO）	未来への流れ	健康と環境に悪く、必要ない技術
農耕技術	産業的、モノカルチャー、化学製品の集中的使用、GMOの使用	環境に配慮した、持続可能な農業方法、GMO不使用
農民	時代錯誤、非効率な者は消え去るだろう	文化と作物遺伝子の守護者。生産資源の保護者、知識の宝庫、広い層を含んだ経済発展の一部
もうひとつの世界（オルタナティヴ）	不可能／関心ない	可能であることは十分示されている

球上の全員が十分な食料を得られるかどうかという量と効率の問題にとどまらない、質と権利の問題として食料問題を捉えなおそうとする。フード・セキュリティの枠組みだと、安価な食料の輸入がより効率的でよいという主張を許すことになる。それに対して「食料主権」は、「真のフード・セキュリティを実現するためには、農村地域の人々は生産的な土地へのアクセスを持ち、まっとうな暮らしができるだけの価格を彼らの作物の対価として受け取ることができなくてはならない」と主張するのである（Rosett 2003: 1）。

これらの考えは、ビア・カンペシーナのバンガロール宣言に明確にあらわれている。

> 農業生産物における強制された地域的・世界的貿易自由化は、われわれの生産する食料の多くについて破壊的なまでの低価格をもたらしつつある。安価な輸入食料が地域市場を覆いつくすにつれて、農民の家族はもはや自分たちや共同体のために食料を生産することができなくなり、土地から追い立てられることになる。このような不公正な貿易協定は、世界中に新しい食習慣をおしつけることによって、農村共同体とその文化を破壊しつつある。地域的で伝統的な食料は低価格でしばしば低品質な輸入食品にとってかわられつつある。食料は文化の鍵となる部分であり、ネオリベラルな政策はわれわれの生活と文化のまさに礎を破壊しつつある。われわれは飢えと土地からの引き離しを受け入れない。我々は食料主権を求める。それは自分たち自身の食料をつくる権利を意味する。（Desmarais 2002: 100 に引用）

このように、北と南の国々がお互いの農業の保護を主張して対立するモデルとは異なり、「食料主権」は北と南の双方において小規模農民の価値と権利を主張する点でオルタナティヴなモデルであるといえる。

2.3 グローバル・モラル・エコノミーとしての「食料主権」

ビア・カンペシーナは一方で国際会議での主張（1995 年ケベックシティ：フード・セキュリティ世界会議、1996 年ローマ：世界食料サミット、1999 年シアトル：WTO 閣僚会議、2001 年ポルト・アレグレ：世界社会フォーラムなど）により、他方で農民的伝統と劇場型実践にのっとった抗議行動の上演（インドでの多国籍種子企業の襲撃、ブラジルの「土地なき農民運動（MST）」による遺伝子組み換え作物の引き抜き、フランスでのマクドナルド「解体」（後述）など）をとおして「食料主権」をはじめとする農民の「声」を届けようとしている。

これまで見てきたように、その「声」は小規模農民の生存の権利とグローバル化した市場に反対する道徳的規範を強調するものである。「食料主権」は、問いの立て方を、いかにしてフード・セキュリティを実現するかというエンジニアリングの問題から、いかなるかたちでフード・セキュリティを実現するのが望ましいのかというモラルの問題へと転換しようとする。この点に注目して、エデルマンは、トムソンやスコットによって展開されたモラル・エコノミーの概念を用いてトランスナショナルな農民運動を把握しようとしている。ドンキホーテ的、ユートピア的であるかもしれないにしても「公正価格、土地へのアクセス、不公平な市場、強者の貪欲に関する古いモラル・エコノミー的言説は、今日のグローバルな貿易自由化、市場をベースとした世界銀行の農業改革プログラム、フードサプライと植物の遺伝子に対するコントロールを強めようとする企業の努力に対する闘いにこだましている」（Edelman 2005: 341）。ただし、20 世紀前半の東南アジア農民の事例を通してモラル・エコノミーの概念を広めたスコットが、エデルマンの議論を引き取って述べているように、モラル・エコノミーの舞台は国のレベルを超えてグローバルなレベルに引き上げられている。

> いまや資本は国際機関と多国籍アグリビジネスの中に埋め込まれており、自己防衛反射もまた、エデルマンのいうように、国際化しなくてはならなくなった。地域の知的所有権、フード・セキュリティ、生物多様性、および農民コミュニティの存続を、正しい方向へのステップとして保護しようとする、国のレベルを超える農民集団間の協力の増大を、彼は指摘する。ビア・カンペシーナ運動はこの傾向を示すものであり、じっさい、そのWTO に対する批判は、すべての実践的目的において、国際機関と世界的ガバナンスのレベルへと引き上げられた「モラル・エコノミー的議論（moral-economy argument）」のように聞こえるのである。（Scott 2005: 397）

このように、ビア・カンペシーナ運動とその「食料主権」の概念は、生活の破壊に直面した世界の農民たちによる、生存のモラルに支えられた世界の、グローバルなレベルでの再想像であると理解できる。

3. 農民総同盟と「農民的農業」

3.1 農民総同盟の発生

トランスナショナルなレベルにおける「食料主権」の概念に、フランスのナショナルなレベルでは「農民的農業(agriculture paysanne)」の概念が対応しているといえる。この概念もまた、小規模農民をベースとした文化と環境の担い手としての農業を再想像しようとするものである。この概念は、フランスの反主流派農民組合である農民総同盟(Confédération Paysanne)によって推進されてきた。

農民総同盟は、フランス農業の生産主義(productivisme)とそれを支えてきた主流派の農民組合である全国農業経営者組合全国連盟(La Fédération nationale des syndicats d'exploitants agricoles = FNSEA)に対抗する農民組合である。戦後のフランスの農業政策においては、農業共通政策(PAC=Politique Agricole Commune)のもと、大規模集約的農場の所有者により大きな補助金を与えることで農業の産業化を促進した。フランスの農業銀行は生産主義的な農業企業を優先し、小規模農民を融資から排除した(Heller 2006: 320)。「1960年代初頭には、フランスは『欠乏以降』時代に入り、大きく補助金を受けた輸出向けの農業経済をもつ、集中的で化学化された農業装置と成長するアグロフードおよびファーストフード産業を優先する世界的な農業勢力へと変容した」(Heller 2006: 322)。この状況のなかで、生産主義の国内における弊害(余剰生産の拡大、一部の「近代化」した農民とその他の農民のあいだの格差、農民数の減少など)と国外における弊害(集約的につくられた安い農作物の輸入による第三世界の農業の破壊)に対して批判を強めた農民たちによって、農民総同盟は1987年に結成された(Martin 2000: n. p.)。この組合は、ビア・カンペシーナの結成にも加わり、トランスナショナルなレベルでも活動している。

3.2 「農民的農業」

「農民的農業」の概念は、生産主義に対抗する農業のモデルを示すものとして、農民総同盟によってかかげられた。それは、「生産者の保護、農業のモデル、それに近代性と連帯を結び付けようとする社会構想を結合しようという意志を示している」(Martin 2000: n. p.)。この概念は、フランスにおいて後進性の象徴となり軽蔑的な含意を持つようになっていた「農民(paysan)」という表現をあえて使い、生産主義的農業とは異なる生き方として再定義しようとした。農民総同盟のリーダーの一人であるジョゼ・ボヴェ(José Bové)が言っているように、「農民(paysan)とはたんに農業をやる人であるという意味じゃない。公正で威厳ある生き方にコミットするという意味なんだ」(Heller 2006: 320に引用)とみなされる。

この概念は、したがって、農民総同盟のキャッチフレーズである「三つの小さな農場はひとつの大きな農場よりいい(Trois petites fermes, c'est mieux qu'une grande)」に示されているように、小規模な生産者の保護を主張するものである。そのため、農民総同盟が提言する「農民的農業」の十原則(ボヴェとデュフール 2001[2000]: 241-246)[3]の第一原則として「できるだけ多くの人が農業を営んで生きていけるように、生産量を分配する」ことが強調されている。この原則は、大生産者によって小生産者の「生産する権利」(言い換えれば生存する権利)が犠牲にならないように国と農民たち自身が行動することを要求する。しかし、この小生産者の生存権の要求は国内のみにとどまるものではない。そこで、第二原則として「欧州全体や世界中の農民と連帯する」ことが重要になる。「食料主権」において述べたのと同様に、「農民的農業」は保護主義的な概念ではない。「生産が過剰な分野では世界市場で攻撃的な農業政策を取り、脆弱な分野では保護主義的な政策を取るなら、世界の農民を競争関係に置くことになり、結果的に農民の数が大幅に減少する」(ボヴェとデュフール 2001[2000]: 242)ため、小規模農民の生存の権利に反する。むしろ、そのような結果を招かないためのグローバルな連帯が必要とされるのである。このように、「農民的農業」は小規模生産の権利を主張するものであるが、同時に環境の保全を主張している。ヘラーは、1990年代初頭か

3 この訳書ではagriculture paysanneは「農的農業」と翻訳されている。本論文では、本文中で示したようにこの表現において「農民(paysan)」に強い意味が込められているため「農民的農業」とした。

ら中頃にかけて、農民総同盟の言説は、より環境や消費者に関する言説にシフトしていったと指摘している(Heller 2006: 324)。第三原則「自然を尊重する」、第四原則「豊富な資源を有効活用し、希少な資源を節約する」、第五原則「農産物の購入、生産、加工、販売において透明性を追求する」、第六原則「味覚と衛生面で食品の品質を確保する」、第九原則「飼育する動物と栽培する作物の多様性を維持する」という一連の原則は、自然環境と食の安全性に配慮した農業として「農民的農業」を規定するものである[4]。

マルタンが指摘するように、この概念は小規模農民の生存を権利として主張するとともに、彼らによって担われる農業を自然と文化の多様性を維持する役割を持つものとして再定位しようとするのである。「農民総同盟はリベラリズムを拒否し、領土上に最大限の農民を維持し収入の不均衡を縮小するための国家による規制に対して賛成であることを表明した。彼らが構想し始めた農民的農業のプロジェクトは、人々を十分な量によってだけでなく、彼らが強調するように十分な質の食料によって養うという農業の伝統的役割を思い出させようとする」(Martin 2000: n. p.)。

3.3 マクドナルド「解体」

「農民的農業」の提示する社会像は、マクドナルドの「解体」という劇場的抗議行動を通してフランス社会に広く伝えられるようになった。とりわけ、農民総同盟のリーダーの1人であったジョゼ・ボヴェによってこの抗議行動は都市に住む非農民層も知るメディア・イベントになった。

ボヴェは1953年に農学研究者の息子として(つまり非農民として)生まれ、ラルザック高原の軍事基地拡張反対運動に参加した後、そのまま当地(アヴェロン県)で羊乳生産農家となった。そして、創設とともに農民総同盟で活動するようになった。ボヴェらはアヴェロン県の特産チーズであるロックフォールに使用する羊乳生産農家として、「農民的農業」を推進してきた。(a)小規模農家の生活保証に重点を置いた生産クオータ配分のための交渉、(b)羊乳価格を維持するためのチーズ生産者との価格交渉、(c)結果としての高価格を正当化するだけの名声を打ち立てるための品質保証

4 なお、残りの原則は第七原則「農業経営において最大限の自律性を確保する」、第八原則「農民以外の農村住民とのパートナーシップを模索する」、第十原則「つねに長期的な視野を持ち、グローバルに考察する」である。

制度(AOC)の厳密化、をとおして小規模な羊乳生産者の生活保障を確立しようとつとめていた(Martin 2000: n. p.)。

1999年夏、EUがホルモン処理された牛肉の禁輸措置を取ったことに対する対抗措置として、アメリカはロックフォールに対する関税率を100%にした。これをきっかけに、ボヴェらはアグロインダストリーに反対する直接行動に出た。ちょうど近隣の町ミヨーで建設中だったマクドナルドを、「文化的画一化とグローバル資本主義巨大企業の象徴」(Martin 2000: n. p.)として「解体」したのである。

当初は、この抗議行動はロックフォール生産者の利害だけを考えた暴力的行為であり、「略奪(saccage)」だと一般市民からみなされかねなかった。従来のFNSEAを中心とする農民抗議には、補助金など自分たちの利益を得るための暴力的な行動を行う農民というイメージが付きまとっていたからである。だが、ひとつには秩序だった行動であったこと、もうひとつにはグローバルな枠組みに事件を位置づける語りによって、より好意的な「解体(démantèlement)」として事件は解釈されるようになっていく(Martin 2000: n. p.)[5]。

農民総同盟は、「あまりにもリベラルで多国籍企業に甘いWTOに対する闘い」という枠組みを提示することで、ボヴェをはじめとする「解体」参加者の裁判を、羊飼いを裁く裁判から「グローバル化」や「恥知らずのアグロインダストリー」や「ジャンクフード(malbouffe)」を裁く裁判へと転換しようとした。そして、この枠組みは都市の非農民にも受け入れられるものであった。それは、マルタンの言うように、狂牛病以来のアグロインダストリー不信を背景とする人々の二分法的な想像力(ロックフォール:マクドナルド=地域の独自性:画一化された製品)に訴えかけたといえるだろう(Martin 2000: n. p.)。結果として、ボヴェは「反マクド十字軍」や「高原の怪傑ゾロ」としてメディアで英雄視されるようになっていった[6]。

この事件をとおして、ボヴェらは「農民的農業」を社会全体に関

5 「解体」の様子については、当時のニュース映像を以下のアドレスで閲覧できる。http://www.ina.fr/economie-et-societe/justice-et-faits-divers/video/CAB99034526/portrait-jose-bove.fr.html(2010年3月16日)

6 その後もボヴェは1999年のシアトルのWTO閣僚会議へのロックフォールの持込や、実験農場の遺伝子組み換え作物の不法伐採などといった劇的な活動で名をはせることになる。

わるプロジェクトの一部として残りの社会に提示しようとしたといえる。小規模農民の役割を、食の安全や食の文化的多様性といったより広い問題の鍵となる一部として、社会的ドラマのなかで捉えなおそうとしたのである。

4. AMAPと「農民的農業」の実践

4.1 AMAPの展開

本論はここまで、トランスナショナルな農民運動のなかから生まれてきた「食料主権」や「農民的農業」の概念が、あるべき世界のなかでの小規模農民の位置づけについての新たな想像力を生み出してきたことを見てきた。以下に見るように、このようなグローバルな想像力は、同時にローカルな実践を生み出していく。

「農民的農業維持のためのアソシエーション（Associations pour le maintien de l'agriculture paysanne = AMAP）」は、その名のとおり、農民的農業を維持していくためのひとつの仕組みをつくることを目的としている。その活動の仕組みは次のようになっている（Mundler 2007: n. p.）。(a) 消費者たちは1年あるいは一定の期間1人の農民と定期契約を結び、農民が十分な収入を得られると考えられる価格で期間内分の代金総額を前払いする。(b) 消費者たちは作物の分配や情報伝達などに参加し、場合によっては農作業に一時的に参加するなど、運営に関与する。そのためAMAPの消費者は「消費者＝アクター（consomm'acteur）」と呼ばれる。(c) 農民は契約にあるとおりの作物を年間を通して供給する義務を持つ。また、アソシエーションの運営に関わり作物や生産について消費者に教える責任を持つ。このように、AMAPは近隣の農家が安全で質のよい（有機農業の）作物を持続的に供給できるようにするための、消費者と生産者のアソシエーションである。

AMAPの原型となる仕組みは、1980年代からアメリカなどでCommunity Supported Agriculture（CSA）の名で広まった実践である（Cone and Myhre 2000）。2001年、アメリカのCSAに学んだ農民ドゥニーズとダニエル・ヴィヨン（Denise et Daniel Vuillon）の夫妻が、ATTAC（「市民支援のための金融取引に課税を求めるアソシエーション」= Association pour la taxation des transactions financières pour l'aide aux citoyens）を支持するグループとともにフランス最初のAMAPをフランス南部ヴァール県で設立した。正

確な数値は把握できないが、南フランスを中心にAMAPは急速にその数を増していると思われる[7]。

フランス版のCSAであるAMAPは、農民総同盟の「農民的農業」の思想をその基本原則に組み込んでいることを特徴としている。AMAPの憲章に記載されている基本原則の18条項のうち、半分は「農民的農業」の原則のなかにすでに見られる要素を取り上げている点からしても、そのことは明らかである。その他の、「各シーズンにおいて生産者と消費者のあいだで公正な価格を決定すること」、「生産の失敗の場合の生産者に対する消費者の連帯」、「なるべく多くの会員に責任を与えることで促進される、AMAPへの消費者の積極的参加」といった条項は、「農民的農業」を維持していくために、消費者がたんなる買い手の立場を超えて連帯していく必要を表わしている。

4.2 市場と連帯のあいだ

マンドレールによるローヌ＝アルプ地域のAMAPについての調査は、市場と連帯のあいだにある存在としてのAMAPの像を浮かび上がらせている（Mundler 2007: n. p.）。この調査によると、「リスクの共同負担」、「消費者の積極的参加」のいずれについても、AMAPは「なかば商売なかば連帯という関係（relation mi-marchande mi-solidaire）」（Mundler 2007: n. p. ）において機能している。

消費者によるリスクの負担は、消費者が生産者を支える行為として重要である。生産者は、年間を通して場合によっては30もの作物を作るため、不作や失敗は起こりうる。生産者はこの場合、他の豊作の作物で埋め合わせようとしようとすることが多い。しかし、それができないときには、消費者は約束どおりの作物が受け取れなくてもそれを受け入れ、リスクを負担する[8]。

また、AMAPにおいては生産者と消費者の関係の近さが重要な意味を持つ。取引を超える家族のメタファーで語られる関係が、しばしば消費者の満足の源泉となっている。ある参加者が言って

7 著者の調査村においても3つのAMAPおよび同様の原理による組織が存在している。

8 ただ、マンドレールが示しているように、消費者が自分の受け取る作物の品質に不満を持つまれな場合には、「契約の維持は生産者との連帯によるものになるが、それは長く続き得ないだろう」（Mundler 2007: n. p.）。

いるように、「結局のところ、これは家族の誰かが自分の菜園の野菜を私たちにくれているというのに似ている。匿名の状況で野菜を買うというのとはまったく違う」(Mundler 2007: n. p. に引用)。濃密な関係は、時に消費者が農作業の手伝いをするというところまでいく。「感じがいいのは、去年彼らがコロラドハムシに占拠されたときみたいに、ちょっとした困りごとがあるときに、会計係から連絡があって、私たちが手助けに行ったこと。楽しかった。もちろん、コロラドハムシを取るのはあんまりきれいなことじゃないけど。でも彼らとの交流があって、私にはそれが楽しく感じた。だから、別のところで買うのとは全く違う」(Mundler 2007: n. p. に引用)。

このような連帯の実践は、消費者全員に共有されているわけではない。マンドレールは「手短に言うならば、AMAPには消費者＝アクター (consomm'acteur) とたんなる消費者の双方が含まれている」(Mundler 2007: n. p.) と述べている。小規模農民を支えようという意図を前面に押し出す人々と、よい品質の野菜を入手したいという人々がAMAPには混在している。そのことを勘案した上で、AMAPの実践は「農民的農業」の提示する社会像をローカルなレベルで実行に移そうとする実践であるということができよう。

5. 社会の再発見としての「食料主権」と「農民的農業」

5.1 新たな想像力

これまでの検討で明らかになったように、トランスナショナルな農民運動が編み出した「食料主権」や「農民的農業」の概念をとおして、農民たちがオルタナティヴな農民像と新しい社会像を想像しようとしてきた。そして、これらの主張は農民のグローバルな闘争のなかで語られるだけでなく、ローカルな実践にまで浸透し、ローカルな生産や消費の営みを意味づける枠組みとなっている。最後に、農民たちが提示する社会像がどのようなものかをより密接に見ておこう。

その際、マクマイケルが提示する「社会の再発見」という視点は啓発的である(McMichael 2008)。彼は、ポランニーの「社会の発見」とのアナロジーで食料主権運動を捉えようとする。イギリス産業化期の市場自由化がもたらした人々の生活の破壊に直面して、ロバート・オーウェンのような人々は市場原理を抑制するための社会のあり方(協同組合や労働組合をはじめとする社会的管理)を構想した。国家による社会保障に発展していくこの認識を、ポランニーは「社会の発見」と呼んでいる(ポラニー 1975[1957]: 173)。同様に、グローバルな農業自由化による小規模農民の生活の破壊に対して、食料主権運動は市場を抑制する社会のあり方を「再発見」しようとしているといえる。ただし、「再発見」された社会は、かつての社会像と重要な点で異なっているといえる。

第一に、ポランニーが扱っている社会像が一国的な社会的保護に結びついていたのに対して、「食料主権」の描くのはよりトランスナショナルな社会的保護である。「食料主権」は確かに国家による小規模農民の保護を要求しているが、それは世界各地の小規模農民が社会的再生産していくという目的のための手段であって、それ自身が目的ではない。ボヴェが言っているように、「南の人々にとっては、食料主権は輸入に対して自分たちを保護する権利を意味する。(ヨーロッパにいる: McMichael) われわれにとっては、それは輸出援助と集約的農業に対する闘いを意味する」(McMichael 2008: 52に引用)。南北の双方において小規模農民(と消費者)の権利を保証しようとする点で、「食料主権」はグローバルな市民社会を構想しようとしている。

第二に、食料主権運動は社会的関係だけでなく、人間と環境の関係を再構想しようとしている。小規模農民はたんなる食料供給の役割を担う存在としてではなく、生物多様性や環境や風景の再生産という多元的な機能を果たす存在として再認識される。この観点からは、小規模な農業を実践する人々の数を維持することは、生産主義がしばしば考えるような経済的後進性の証ではなく、逆に重要な価値の証となる。

このように、「食料主権」(および「農民的農業」)は、グローバル化する農業市場のなかで、新たな意味の枠組みを提示しようとするものであるといえる。この枠組みをとおして、小規模農民とは何者であるか、その役割と権利はどのようなものなのかを、新しいかたちで意味づけることが可能になる。そして、時にAMAPのようなやり方で人々は実践を組み立てていくことになる。

5.2 展望

しかし、「食料主権」や「農民的農業」を、危機にあるすべての農民が受け入れるわけではもちろんない。著者の調査地においても、

農民総同盟やAMAPの支持者はごく少数であるといえる。日々畑で働く人々の視点から見れば、「食料主権」や「農民的農業」の提供する意味の枠組みは、他のさまざまな理解（と混乱）のなかのひとつの選択肢でしかない。したがって、ここから、農民たちが危機をどのように理解しているのか、そしてそこからどのような新たな意味の枠組みが生まれてきているのか、その多様性をフィールドの視点から理解していく必要がある。

引用文献

ポラニー，カール
1975[1957]『大転換：市場社会の形成と崩壊』、吉沢英成・野口健彦・長尾史郎・杉村芳美訳、東京：東洋経済新報社。

ボヴェ，ジョゼ、フランソワ・デュフール
2001[2000]『地球は売り物じゃない！：ジャンクフードと闘う農民たち』、新谷淳一訳、東京：紀伊国屋書店。

Cone, C. A. and Myhre, A.
2000 'Community-Supported Agriculture: A sustainable alternative to industrial agriculture?,' *Human Organisation*, 59(2): 187-197.

Desmarais, A. -A.
2002 'The Vía Campesina: Consolidating an International Peasant and Farm Movement', *Journal of Peasant Studies*, 29(2): 91-124.
2007 *La Vía Campesina: Globalisation and the Power of Peasants*, London: Pluto.

Edelman, M.
2003 'Transnational Peasant and Farmer Movement and Networks', in Kaldor, M., Anheier, H., Glasius, M. (eds.),*Global Civil Society,* Oxford: Oxford University Press, pp.185-220.
2005 'Bringing the Moral Economy back in ... to the Study of 21st-Century Transnational Peasant Movement', *American Anthropologist*, 107(3): 331-345.

Heller, C.
2006 'Post-industrial 'Quality Agricultural Discourse': Techniques of Governance and Resistance in the French Debate over GM Crops', *Social Anthropology*, 14(3): 319-334.

Martin, J. -P.
2000 La Confédération paysanne et José Bové, des actions médiatiques au service d'un projet ?, *Ruralia*, 6, [151-180], [En ligne], mis en ligne le 22 janvier 2005. URL: http://ruralia.revues.org/document142.html. Consulté le 16 mars 2010.

McMichael, P.
2008 'Peasants Make Their Own History, But Not Just as They Please...', in Borras Jr, S. M., Edelman, M. and Kay, C. (eds.), *Transnational Agrarian Movements Confronting Globalization*, Oxford: Wiley-Blackwell, pp.37-60.

Mundler, P.
2007 Les Associations pour le maintien de l'agriculture paysanne (AMAP) en Rhône-Alpes, entre marché et solidarité , *Ruralia*, 20, [185-215], [En ligne], mis en ligne le 14 juin 2008. URL : http://ruralia.revues.org/document1702.html. Consulté le 16 mars 2010.

Rosett, P.
2003 'Food Sovereignty: Global Rallying Cry of Farmer Movements', *Food First Backgrounder,* 9(4): 1-4.

Scott, J. C.
2005 'Afterword to "Moral Economies, State Spaces, and Categorical Violence",' *American Anthropologist*, 107(3): 395-402.